

福島県沖を震源とする地震により被害を受けられた皆さまへ

このたび2月13日の地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヶ月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヶ月を限度にその払込を延期することができます。

《災害救助法の適用地域》

福島市（ふくしまし）	伊達郡国見町（だてぐんくにみまち）
郡山市（こおりやまし）	岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち）
白河市（しらかわし）	大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）
須賀川市（すかがわし）	双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち）
相馬市（そうまし）	双葉郡楢葉町（ふたばぐんならはまち）
南相馬市（みなみそうまし）	双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち）
伊達市（だてし）	双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち）
本宮市（もとみやし）	相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち）
伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち）	

《ご連絡窓口》

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下のお客さま相談窓口で承っております。

フリーダイヤル：**0120-84-9431**

受付時間：平日の午前10時～午後5時